

議員提出第9号

平成27年9月28日

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

地方自治法第109条及び安曇野市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 宮 下 明 博 様

提出者

安曇野市議会福祉教育委員会

委員長 小 松 芳 樹

宛 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

総務大臣

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。

しかし、昭和 60 年から政府は国の財政状況を理由として、これまでに次々と対象項目を外し、一般財源化してきました。また、平成 18 年「三位一体」改革の議論の中で、義務教育費国庫負担制度は堅持したものの、費用の負担割合については2分の1から3分の1に引き下げられ、地方財政を圧迫する状況が続いています。今のままでは、県によっては十分な教育条件整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念される事態にすらなっています。

そこで、平成 28 年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等、及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望します。

記

- 1 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 27 年 9 月 日

長野県安曇野市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣 殿

議員提出第 10 号

平成 27 年 9 月 28 日

国の責任による 35 人学級推進と教育予算の増額を求める意見書

地方自治法第 109 条及び安曇野市議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 宮 下 明 博 様

提出者

安曇野市議会福祉教育委員会

委員長 小 松 芳 樹

宛 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

総務大臣

国の責任による 35 人学級推進と教育予算の増額を求める意見書（案）

平成 23 年国会において、小学校 1 年生に 35 人学級を導入することが全会一致で法律（義務教育標準法改正）にもりこまれ、附則で小 2 以降中学まで順次改訂することとし、政府は財源確保に努めると定めた。しかし、翌年の平成 24 年度は法改正ではなく小 2 を 35 人学級とし、その後、平成 25 年、26 年と 35 人学級拡大の動きはとめられ、平成 27 年度予算編成において、財務相は「小 1 も 40 人学級に戻すべき」という提案を行った。しかし、35 人学級を求める国民の強い声の前に、このことは断念されたが、大幅な教職員定数減の予算となった。

長野県では平成 25 年度に 35 人学級を中学校 3 年生まで拡大し、これで小中学校全学年において 35 人学級となった。しかし、義務標準法の裏付けがないため財政的負担は大きく、小学校では本来配置されるはずの専科教員が配置されなかったり、学級増に伴う教員増を臨時的任用教員の配置により対応していたりするなど、課題も多く残されている。

いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への対応など多様化する学校現場に対応し、教員が一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業、きめ細やかな対応を可能にするためには少人数学級は欠かせない。このために厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責任において早期に実現する必要がある。

また、長野県では少子化が進むなかで、県や市町村が独自に教員を配置するなどして複式学級を解消しているが、地方自治体の財政的負担は大きなものとなっている。児童生徒数が少ない市町村においてもゆきとどいた教育が実現するため、国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが大切である。

以上のことから、豊かな教育をすすめるため以下の点を強く要請する。

記

- 1 国の責任において計画的に 35 人学級を推し進めるために、義務標準法改正を含む教職員定数改善計画を策定し、実行すること。また、そのための教育予算の増額を行うこと。
- 2 国の複式学級の学級定員を引き下げること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 27 年 9 月 日

長野県安曇野市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣 殿

平成 27 年 9 月 28 日

私立高校への公費助成に関する意見書

地方自治法第 109 条及び安曇野市議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 宮 下 明 博 様

提出者

安曇野市議会福祉教育委員会

委員長 小 松 芳 樹

宛 先

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

長野県知事

長野県総務部長

私立高校への公費助成に関する意見書（案）

私学は独自の建学の精神に基づき、個々の生徒の個性を育むことによって、学習・文化活動、スポーツ、地域への貢献等に大きな成果を上げております。しかしながら、私学助成の主体をなす国からの補助金は一定の前進はみられるものの、生徒減少期の現在、私立高校の経営は極めて厳しいものとなっております。2010年度より「高等学校就学支援金」政策が実施され、私学に通う生徒にも「就学支援金」が支給されました。しかし、昨今の低迷する厳しい経済状況の中で、保護者の方々の学費負担は深刻な状況が未だ続いております。多くの保護者・生徒が公立高校との学費格差をなくしてほしいと願っています。多様なカリキュラムを持つ私学は、子どもたちに大きな夢と可能性を与えてくれています。その夢を経済的理由で諦めさせることは、保護者の立場からしますと断腸の思いであります。

公教育の一翼を担う私学振興のために、さらに一層のご理解ご支援を賜りたく、下記事項について実現されるよう要望するものであります。

記

- 1 私立高校への就学支援金制度の拡充並びに経常費補助の増額を行うこと。
- 2 私立高校の教育条件改善のために施設、設備費の補助を行うこと。
- 3 私立高校の保護者負担を軽減するため学納金の補助を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年9月 日

長野県安曇野市議会

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣 殿

私立高校への公費助成に関する意見書（案）

長野県の私立高校は、独自の建学の精神に基づき、個々の生徒の個性を育むことによって、学習・文化活動、スポーツ、地域への貢献等に大きな成果を上げております。しかしながら、私学助成の主体をなす県からの補助金は一定の前進はみられるものの、生徒減少期の現在、私立高校の経営は極めて厳しいものとなっております。2010年度より「高等学校就学支援金」政策が実施され、私学に通う生徒にも「就学支援金」が支給されました。しかし、昨今の低迷する厳しい経済状況の中で、保護者の方々の学費負担は深刻な状況が未だ続いております。多くの保護者・生徒が公立高校との学費格差をなくしてほしいと願っています。多様なカリキュラムを持つ私学は、子どもたちに大きな夢と可能性を与えてくれています。その夢を経済的理由で諦めさせることは、保護者の立場からしますと断腸の思いであります。

公教育の一翼を担う私学振興のために、さらに一層のご理解ご支援を賜りたく、下記事項について実現されるよう要望するものであります。

記

- 1 私立高校への就学支援金制度の拡充並びに経常費補助の増額を行うこと。
- 2 私立高校の教育条件改善のために施設、設備費の補助を行うこと。
- 3 私立高校の保護者負担を軽減するため学納金の補助を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年9月 日

長野県安曇野市議会

長野県知事、長野県総務部長 殿

議員提出第 12 号

平成 27 年 9 月 28 日

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書

地方自治法第 109 条及び安曇野市議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 宮 下 明 博 様

提出者

安曇野市議会福祉教育委員会

委員長 小 松 芳 樹

宛 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（案）

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では県民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求め、2014年10月31日、基本ポートフォリオが大きく変更されました。年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。まして、GPIFには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に方向性を示し、見直しが進められていることは問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やGPIFが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害を被ることになります。

こうした現状に鑑み、本議会は政府に対し、下記の事項を強く要望します。

記

- 1 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を行うこと。
- 2 これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、責任の所在を明確にすること。
- 3 GPIFにおいて、保険料拠出者である労使をはじめとする関係者等が参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年9月 日

長野県安曇野市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣 殿

議員提出第13号

平成27年 9 月28日

安曇野市議会委員会条例の一部を改正する条例

地方自治法第112条及び安曇野市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

安曇野市議会

議長 宮 下 明 博 様

提出者

安曇野市議会議員 濱 昭 次

賛成者

安曇野市議会議員 内 川 集 雄

安曇野市議会議員 小 松 芳 樹

安曇野市議会議員 松 澤 好 哲

(別紙)

安曇野市議会委員会条例（平成17年安曇野市条例第274号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「総務委員会」を「総務環境委員会」に、「7」を「9」に改め、同号中コをサとし、ケをコとし、クをケとし、キをクとし、力をキとし、オを力とし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 市民生活部の所管に属する事項

第2条第1項第2号を削り、同項第3号中「6」を「8」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「建設水道委員会」を「経済建設委員会」に、「6」を「8」に改め、同号中イをエとし、アをウとし、同号にア及びイとして次のように加える。

ア 農林部の所管に属する事項

イ 商工観光部の所管に属する事項

第2条第1項第4号に次のように加える。

オ 農業委員会の所管に属する事項

第2条第1項第4号を同項第3号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月30日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の安曇野市議会委員会条例第2条の規定による常任委員会において継続審査中の事件については、それぞれ、この条例による改正後の安曇野市議会委員会条例第2条の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に付議された継続事件とみなす。